

す。生協の現状でございますが、組合と役員間は解釈により委任関係だとされており、これに基づき、役員は善管注意義務を負うとされております。そこで、これに反した場合には債務不履行責任を負うこととされております。また、組合が第三者に対して負う責任については、民法に基づく一般不法行為責任と解されております。他制度の状況でございますが、農協法においては組合と委員は委任関係であることや、役員は忠実義務を負うことが法律上規定されております。また、役員は任務懈怠の場合に組合に対して損害賠償責任を負い、この責任は総組合員の同意がなければ免除できないとされております。ただし、役員が善意無重過失の場合には総会の特別決議により賠償額の一部免除が可能とされております。一方、役員は職務を行うについて悪意または重過失があった場合には、第三者に対して損害賠償責任を負うこととされております。中協法ではこれらに加え、会社法にならい、対組合責任の一部免除が総会決議ではなく理事会決議により可能となるなどの規定が置かれております。

そこで改正の方向性でございますが、農協法にならい、組合と役員の関係が委任関係であることを明確化し、それに基づく忠実義務や責任、その免除の方法について定めることとしてはどうかと考えております。また、対第三者責任についても規定を設けることが必要だと考えております。

続きまして、理事や理事会に関する権限の強化・明確化でございます。2項目ございます。

15 ページでございます。理事会や代表権を有する理事に関する規定の充実でございます。生協の現状ですが、法令上、理事会や代表理事に関する規定はございません。一方、農協法等においては理事会の設置が義務づけられるとともに、その権限や招集手続に関する規定、代表理事に関する規定が設けられております。

そこで改正の方向性でございますが、生協法においてもこれらの規定を設けてはどうかと考えております。

理事・理事会に関するもう一つの論点が16 ページ、理事の自己契約・利益相反取引に関する承認等でございます。生協の現状ですが、理事と組合間の契約に関する監事の代表権が規定されてはいるものの、契約に際して理事会の承認が必要である旨の規定はございません。一方、他制度の状況でございますが、理事の自己契約や利益相反取引については理事会の承認が必要とされております。

そこで改正の方向性でございますが、生協法においても理事の自己契約等が独断で行われ、組合が財産上の被害をこうむることを防止するため、これらの契約に際しては理事会の承認が必要である旨の規定を設けてはどうかと考えております。

17 ページでございます。以下、監事に関する項目が6つございます。

18 ページでございます。監事の基本的な職務に関する生協の現状でございますが、監事の職務として財産状況監査及び業務執行状況監査が定められておりますが、生協の子会社等に対する監査の規定はなく、監査報告の作成義務に関する規定はございません。

他制度の状況はそこにお示ししたとおりでございます。

そこで改正の方向性でございますが、他法にならい、監事が行うべき基本的職務として新たに監査報告の作成や、生協子会社等に対する業務状況の調査など、必要なものを規定してはどうかと考えております。また、理事が不正行為をした場合等、一定の場合においては理事会への報告を義務づけてはどうかと考えております。

19 ページでございます。監事に関する2つ目の項目が、監事の選任等に関する監事の権限でございます。生協法上、農協法等に定めがあります監事の選任議案に関する監事の同意等に関する規定はございません。

そこで改正の方向性でございますが、監事の独立性を担保し、適切な監査が行われるようにするため、他法にならい、監事の選任議案に関する監事の同意や意見の陳述等に関する規定を設けることとしてはどうかと考えております。

20 ページは、監事に関する3つ目の項目、監事による職務に係る費用等の請求でございます。生協法には、監事が職務執行に係る費用等を組合に対して請求することに関する規定はございません。一方、他法においては監事が職務執行について費用の前払い等の請求等を行った場合には、当該費用等が監事の職務執行に必要なでないことを組合が証明した場合を除き、これを拒否できないとして、立証責任が転換されております。

そこで改正の方向性でございますが、監事の円滑な監査活動を確保するため、生協法においても監事が職務執行に係る費用等を請求することを容易にしてはどうかと考えております。

21～23 ページは、監事と理事の間の牽制機能に関する3項目でございます。

まず21 ページ、監事による総会提出議案の調査をごらんください。生協法上、理事が事業報告書や決算書類を通常総会に提出するときには監事の意見書を添付しなければならないとされておりますが、理事が総会に提出する議案に対する監事の調査義務については規定がございません。一方、他法においては監事は理事が総会に提出しようとする議案に関する調査義務があり、この場合において法令違反があると認めるときは調査結果を総会に報告しなければならないとされております。

そこで改正の方向性でございますが、他法にならい、監事による総会提出議案の調査義務や、法令違反の場合の調査結果報告義務に関する規定を設けることとしてはどうかと考えております。

22 ページでございます。監事の理事会に関する権限や義務でございます。生協法にはこれらに関する規定はございません。一方、他法においては理事が不正行為をした場合等には、監事は理事会に報告しなければならないとされております。また、監事は理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならないとされております。その場合において、監事は理事会の招集を請求することができ、それにもかかわらず招集されない場合にはみずから理事会を招集することができるかとされております。

そこで改正の方向性でございますが、理事の不正行為について理事会への報告義務や、

監事の理事会出席義務に関する規定を設けることとしてはどうかと考えております。

23 ページでございます。監事と理事の牽制機能に関する最後の項目が、監事による理事の不法行為差し止め請求でございます。前のページでは、不正行為を発見した場合に理事会へ報告すべき旨の規定の新設に関する話をさせていただきましたが、それを一歩進めまして、監事が直接理事の不法行為をやめるよう請求できるとする規定の話でございます。生協においては他法に規定されているような規定はございません。

そこで改正の方向性でございますが、他法にならい、理事が法令等に違反する行為をした場合で、当該行為により組合に著しい損害が生じる恐れがあるときは、監事の職務権限の一環として、当該理事に対してその行為をやめるよう請求できることとしてはどうかと考えております。

24～30 ページは、2つ目の視点である組合員の意思が反映される運営の確保に関するものでございます。項目は6つございます。

1つ目は25 ページ、総会の招集手続でございます。総会は組合員によって構成される組合員意思の発言の場でございます。生協の現状ですが、総会の招集は原則として理事が行うこととされておりますが、総会招集時に定めるべき事項に関する規定はございません。また、総会の招集通知については総会の5日前までに発出することとされております。一方、農協法においては原則として理事が招集することとされており、招集時には総会の日時・場所等を理事会議決により定めるべきことが定められております。中協法においては招集権者は原則として理事会とされておまして、招集時の理事会議決事項についての定めは特にございませぬ。なお、いずれの協同組合においても招集通知は総会の10日前までに発出することとされております。

そこで改正の方向性でございますが、総会招集時に決定すべき事項や招集権者に関する規定の整備をしてはどうかと考えております。また、招集通知の発出期限については、総会の大規模化や総会決議事項の複雑化に伴い、総会の10日前までに前倒ししてはどうかと考えております。

26 ページでございます。総会や総代会の議決事項に関する論点でございます。生協法上、定款の変更や組合の解散、合併、借入金の最高限度額等については総会の議決事項とされておまして、総代会の議決事項もそれに準じております。ただし、組合の解散、合併については総代会では議決できないとされております。農協法ですが、借入金の最高限度額は総会議決事項とされておらず、共済規程の変更のうち軽微な事項については、定款により議決事項から除外できるとされております。さらに、組合の解散、合併についても総代会で議決できるとされておりますが、その場合、組合員による総会招集を認め、その招集された総会における承認がなければ解散、合併決議が失効するという、事後チェックのための手続を設けております。

そこで改正の方向性でございますが、組合の解散、合併について総会での事後承認に関する規定を設けた上で、総代会においても議決できることとしてはどうかと考えてお

ります。また、他法を参考に、借入金の最高限度額等について総会の議決を不要とするなど、必要な見直しをすることとしてはどうかと考えております。

27 ページ、総代会の設置基準でございます。生協法では組合員 1000 人以上の組合は総代会の設置が可能としております。この設置基準ですが、農協法では 500 人、中協法では 200 人とされております。

そこで改正の方向性でございますが、総代会が設置可能となる組合員数基準を 1000 人から引き下げることはどうかと考えております。

続きまして役員を選出方法でございます。生協法においては、役員は定款の定めるところにより選挙することとされております。一方、農協法や中協法においては、選挙のほか選任制度が認められております。ちなみに選任制度ですが、役員を総会議決によって選出するもので、あらかじめ一定の手続により選定した役員候補者を一つの議案として総会に提出し、これに対する賛否を問う方法でございます。役員全体をまとめて選ぶ点が、候補者それぞれを選出する選挙とは異なっております。

そこで改正の方向性でございますが、役員を選出方法については選挙を原則とした上で、必要な手続規定を設けてはどうかと考えております。また、組合の果たす機能の複雑化、高度化に伴い、役員チームワーク等がこれまで以上に求められるようになってきていることから、他法にならない、選任制度による選出を認めることとしてはどうかと考えております。

29 ページでございます。理事及び監事の報酬決定手続でございます。生協法上、こうした規定はございません。一方、他法においては理事や監事の報酬について定款に定めがない場合は、総会決議によって定めることとされております。

そこで改正の方向性でございますが、生協法においても理事及び監事の報酬決定手続について定めることとしてはどうかと考えております。

組合員の意思の反映の確保についての最後の論点、30 ページ、組合員代表訴訟でございます。生協法には規定がございませんが、農協法等には 7 つの組合員代表訴訟に関する規定が設けられております。

そこで改正の方向性でございますが、生協においても組合員による適正な組織運営の確保を可能とするため、組合員代表訴訟について他法にならない、規定を設けることとしてはどうかと考えております。

31～40 ページは、外部監視機能等の強化という視点に基づくものでございます。これをさらに、組合員以外の関与と、組合外部の者等に対する透明性の 2 つの視点に分けて整理しております。

まず 1、組合員以外の関与に関する 2 つの項目でございます。33 ページをごらんください。員外理事枠の拡大でございます。生協では理事の定数は 5 人以上とされておりますが、そのうち 5 分の 1 以内で組合員または連合会の会員たる法人の役員以外の理事を選出することが可能とされております。

そこで改正の方向性でございますが、生協においても組合外から広く人材を登用するメリットがあることから他法にならい、員外理事枠を理事定数の3分の1まで拡大することとしてはどうかと考えております。

34 ページ、員外監事設置の義務づけ等でございます。生協法においては監事は組合員または会員たる法人の役員から選出することとされておりますが、他法においては監事の資格制限は設けられておらず、逆に農協法においては責任準備金額が50億円以上の共済事業実施組合、中協法においては組合員1000人以上の組合については当該組合の組合員等以外の者であって、その就任前の5年間当該組合の役員や使用人等でなかった者から選ぶことを義務づけております。

そこで改正の方向性でございますが、組合の果たす機能の複雑化等に伴い、員外監事の設置を可能としてはどうかと考えております。また、組合員数が一定規模以上の組合においては、組合員の自治意識が希薄化している場合があります、このような組合員が監事を務めた場合には監査機能が適切に機能しないということも考えられ、また、その必要性は生協が実施する事業の種類によっても異なると考えられるため、組合員数が一定規模以上の組合で購買事業や共済事業等の実質的な事業を行う組合など、一定の組合について員外監事の設置を義務づけてはどうかと考えております。

続きまして2、組合外部の者等に対する透明性についての5項目に移らせていただきます。いずれも各種書類に関する作成や閲覧に関する見直しでございます。

36 ページ、総会議事録の作成、備付け・閲覧でございます。生協法においても総会議事録の備付けや閲覧に関する規定はございますが、その作成方法に関する規定はございません。一方、農協法などにおいては総会議事録の記載事項等に関する規定が存在しておりまして、改正の方向性として、他法にならい、総会議事録の作成等について必要な整備を行うこととしてはどうかと考えております。

37 ページでございます。理事会議事録の作成等に関する規定ですが、生協法にはございません。改正の方向性でございますが、他法にならい、理事会議事録の作成、備付け・閲覧に関する規定を整備することとしてはどうかと考えております。その際、中協法にならい、組合の債権者についても制限なく議事録の閲覧請求を認めることとしてはどうかと考えております。

38 ページ、会計帳簿の作成・保存、閲覧でございます。生協については省令で会計帳簿の作成が義務づけられているものの、その保存等に関する規定はございません。改正の方向性でございますが、他法にならい、会計帳簿の作成・保存義務に関する規定を設けてはどうかと考えております。また、中協法等にならい、少数組合員による会計帳簿の閲覧を可能としてはどうかと考えております。

39 ページでございます。生協の現状ですが、理事は通常総会の1週間前までに財産目録、貸借対照表、剰余金処分案または損失処理案、及び事業報告書を監事に提出し、これを主たる事務所に備えておかなければならないとされておりますが、法令上、これら

の書類の保存機関や備え置き期間についての規定はございません。

そこで改正の方向性でございますが、理事が各事業年度ごとに作成義務を負う決算書類として、損益計算書や付属明細書を加えるなどの改正を行うとともに、備置き期間や保存機関について必要な整備を行うこととしてはどうかと考えております。

40 ページは組合員名簿に関する項目でございます。生協法上、組合員名簿の備付けや、組合員及び債権者からの閲覧請求に関する規定は設けられているものの、組合員名簿の記載事項についての規定はございません。

そこで改正の方向性でございますが、他法にならい、組合員名簿の作成義務や記載事項について定めるなど、組合員名簿の作成について必要な整備を行うこととしてはどうかと考えております。

次の視点でございます。行政庁の関与に関する項目が 42、43 ページ、行政庁の解散命令でございます。生協法上、行政庁による報告徴収や検査、措置命令、解散命令などの規定がございますが、解散命令を出せるケースは 5 つの生協法違反事由の場合に限られております。

一方、他法の状況ですが、43 ページでございますように、農協など他の協同組合においては、事由を限らず法令違反の場合には解散命令を行政庁が出すことができるとされております。

そこで改正の方向性でございますが、協同組合は自発的な運営を尊重すべきであり、行政庁による解散命令は慎重に行わなければならないが、そうであるとしても、行政庁の関与を実効的なものとすべく、法令に違反した場合において行政庁が措置命令を出したにもかかわらずこれに従わないときは、違反事由にかかわらず解散命令を出せることとしてはどうかと考えております。

とうとう最後になりました。その他としまして、45 ページ、連合会会員の出資一口の金額及び 1 会員の出資口数の限度でございます。これまでお話ししてまいりました設立後の生協内における組織・運営規定の話とは異なり、連合会の設立に関する項目でございます。生協の現状ですが、1 会員の有することができる出資口数の限度は会員の総出資口数の 4 分の 1、ただし、購買事業等、一定の事業を行う場合には 2 分の 1 とされております。また、連合会会員の出資一口の金額は、通常負担できる程度で、かつ均一でなければならないとされており、その金額については定款の記載事項とされております。他制度の状況ですが、中協法では 100 分の 35 が限度とされておりますが、農協法では特に限度を設けておりません。

そこで改正の方向性でございますが、会員には原則として出資口数にかかわらず平等な議決権が付与されることから民主的な運営が可能となっております。このような状況下において、現在出資限度が 2 分の 1 に緩和されている連合会については、その経営基盤をさらに安定的なものにするため、会員の出資口数の制限を撤廃することとしてはどうかと考えております。

本当に長くなりましたが、以上でございます。

○ 清成座長

どうもありがとうございました。ガバナンスの問題でありますけれども、論点が非常に多岐にわたっております。時間の関係もありますので、どこからでも結構ですので御意見、御質問がございましたら。どうぞ。

○ 大塚委員

かなめだけ申し上げます。方向性としては、会社法的な見方からすると、監事の機能を員外監事で強化するというのが一つのかなめだと思いますけれども、資料の34ページでそのことが書いてあると思いますけれども、員外監事について明確にこれを、組合員または会員たる法人の役員以外の監事で、学識経験者等と書いておられるとすると、今の方向でいうと独立取締役とか社外取締役になりますと、中立的な立場から公平に見られる者というように限定しているように読めるんですね。社外取締役に限定していいかという議論がずっとあって、新会社法の社外取締役の定義規定が2条にあるんですけど、それだと余りこれだけとは限定してないと思うんです。何らかの関係がある社外取締役であるわけで、連合会の使用人等が連合会加盟生協の員外監事になるというような場合は別に構わないわけですか。

○ 花咲課長補佐

他法で見ますと、そこにございますような定義が員外監事とされておりますので、それを満たすような方であれば、設置された場合にそれが員外監事ということになるかと思えます。この学識経験者等というのは例示の一つでございます。

○ 大塚委員

わかりました。結構です。

○ 土屋委員

ガバナンスの関係を整理されるということで、方向は大変いいと思います。大きく3点ほどお尋ね、あるいは意見があるんですけども、一つは、理事会、代表理事の法定化という形なんですけど、生協の中にもいろんな生協がありますが、それをすべて同じようにする必要があるのでかどうかという疑問があります。

それから2つ目は、監事の強化の部分です。3点ほどありまして、一つは、員外監事を義務づけるということなんですけども、会社などの場合は2分の1は社外監査役にしなさいということなんですけど、それは当該会社なりその子会社の取締役なり執行役なり、あるいはその従業員なり、そういうものでなかった者というふうになっていて、

例えばその株主だとか、事業利用者とか、そういうことは当然問題になってないわけで、実は農協法の場合も問題があって、組合員でない人というふうにしてるんですけど、そうしますと農協の事業を利用しない人を監事にしなきゃいけないという大変おかしなことになる。生協の場合ですと員外利用は原則禁止という話であればもっと妙なことになるんじゃないかなと。そういう監事の独立性を強化するというのものはものすごく必要なんですけども、その場合の決め方を少し丁寧にする必要があるんじゃないかなと思います。

それからもう一つは、この提案の中で員外監事の機能を念頭に置かれてるんだと思いますけれども、しっかり監事の仕事をしてもらおうということになりますと、一定規模以上のところについては常勤の監事が要るんじゃないかなと思います。

それから3点目は、監事がいろいろな問題を発見したときに理事会に報告するというのがありましたけど、逆もあって、理事の人たちがいろんな問題を発見したりしたときに監事に報告する義務がないと監事の方は大変なので、そういうことをあわせてやった方がいいんじゃないかなと思います。

それから3つ目、会計の関係なんですけども、農協法なんかの場合ですと公正妥当な会計慣行に従うということを一項目入れておいて、そのことによって世の中の会計制度が変わったときに即座に対応していくというようなことも可能になりますし、いずれにしても何か基準がないと監査のしようがありませんので、そういうものが要るんじゃないかなと思います。

○ 品川委員

私も全体としては、今日的な生協の事業の規模なり、あるいは生協の社会的責任ということからも、運営・組織の規定を整備していただく方向は賛成でございます。ただ、4点だけ具体的な点で意見を言わせていただきたいと思います。

一つは、34ページの員外監事の義務づけの件です。一定規模の事業を行っている連合会とか、場合によっては職域生協などの場合にこういうことがあり得るかもしれませんが、特に地域生協の場合にはそれぞれの県内の世帯数の4割とか5割とか、場合によってはそれ以上も組合員になっているわけです。そういう点では、現に組合員になっておられる公認会計士さんに監事におなりいただくというケースも多々ございますし、設置を義務づけることになりますと組合員を脱退していただかないと監事になれないみたいなことにもなりかねないわけでありまして。このところは少し現実との関係で柔軟にさせていただく、肝心なことは独立性を持つということだと思いますので、若干手を入れていただく必要がありはしないか。

2点目は、37ページの理事会議事録についてです。これもきちんと規定していただくことは必要だと思いますが、閲覧について組合の債権者について制限なく閲覧を認めるというふうになってるんですけども、大変規模の大きい事業を実際に営んでいて、市

場の中で経済行為をやっているわけでありまして、そういう点では他法にならうということであれば、農協法のように組合の債権者については裁判所の許可が必要とされているというような内容をお決めいただくことをぜひお願いしたいと思います。

3点目は、38ページの会計帳簿の件です。これも閲覧の件で、少数組合員による閲覧請求ということですが、中協法もそうですし、農協法なども正当な理由がない場合は請求を拒むことができないとか、拒否事由とかいうことが規定されていると思いますので、同じような拒否事由をお決めいただくことをお願いしたいと思います。

4点目は、40ページの組合員名簿の作成、備付け・閲覧ということです。これも閲覧について正当な理由がない場合請求を拒むことはできない、あるいは拒否事由なりということを明文化していただきたいと思います。

以上です。

○ 清成座長

ちょっと品川委員にお聞きしたいんですが、大きな組合とか連合会なんかの場合、職員の労働組合というのが存在すると思うんですけども、それとのかかわりで、例えば理事会の議事録公開の問題が起こってくると思うんですね。その辺はいかがなんでしょうか。

○ 品川委員

私どもの場合ですと、会員生協との関係で両方開示規定というのを設けておりまして、原則的には理事会議事録についても請求があれば開示できるという内部規定を持って運用しております。ただ、それについて職員がその規定を活用するという扱いにはしてございません。

○ 清成座長

農協さんはどうですか。

○ 土屋委員

特に理事会議事録等で何か問題があるということはありません。

○ 小川委員

まさに第2ラウンドで大きなパンチがいっぱい飛んでいたように思いますが、一番私がか切にしたいのは、24ページ以降の組合員の意思が反映される運営の確保というところなんですが、それからいうと、行政庁の関与というところが本当は一番問題なんじゃないかと思っていまして、行政庁と組合とが直結になっていますけども、日本生活協同組合連合会というのがあって、そこがナショナルセンターとして機能していないので、

すべて行政庁の許認可で動くということが問題だと思っていますが、そのあたりは局長はどのように考えていらっしゃるか。つまり、厚生労働省で仕事がたくさんあるのに生協の細かいところまでいちいちということなのか、日本の中にナショナルセンターとして、日本生活協同組合連合会の社会的な役割をもっと発揮できるような権限が持たれるといいということは私は意見してきているつもりですが、そのあたりが基本にあります。

もう一つ、45 ページ、口数によってという、経済事業を行う連合会についてはということになっていますけれども、組合員の意思が反映されるというのは本当は小さな生協の方が反映されるわけですね。しかし経済的な効率性からいうと、より巨大化していく傾向にあって、だからこそ参加と決定のプロセスに問題が生じているのが先ほど事務局から出たさまざまな総代会のあり方だとか、員外監事、理事のモラルの問題が出てきてると思います。そういう意味で、組合員の意思を反映するに当たって、小さな生協がちゃんと存在できる、それがたくさん生まれることが広い意味では福祉の機能というのはそこにあるわけですね。大きくくくられていくと、それは効率にのっとらざるを得ない。生協が広義の福祉も狭義の福祉もやるということは、実はニーズの細かいところに対する対応ができることが評価されるんだと思いますけれども、小さな生協が機能するためにどのようにあるべきかというのが、この委員会での論点として大きいと思いますが、そういう意味で最後の口数の制限を撤廃するというのをどのようにとらえるかは、品川委員なども悩まれるところではないかなと思いますので、意見として聞いていただいてもよろしいですし、もし行政庁の関与のところで何かお考えがあれば発言していただきたいと思います。

○ 中村社会・援護局長

うまく答えられるかどうかわかりませんが、資料4の6ページに組織・運営規定に関する各法の比較があります。小川委員から、何か行政の方がこれまで生協の運営について一定の方向性なりがあって、あるいは方向性がなくても杓子定規なことがあって生協の活動に行政が壁になっているというようなお話があったように受けとめておりますが、例えば今度の生協法の改正にしろ、第1回のときに委員の方からも御質問がありましたけども、60年近く改正してないということは、少なくとも厚生労働省としては余り生協についてきちんとやってこなかったというふうには自分たちとしては思っております。6ページの表にありますように、生協法は他法に比べてもきちんと規定がないということで、かえってそういうことが原因でさまざまな行政通達や裁量によってそういったものを補っているというところが不透明性なり、各都道府県で県内限りの活動をされている組合については許認可あるいは行政のお願いをしておりますので、そういう行政運用に当たって地域差が出たり、担当者によって違いが出たり、そういった点が実際に活動されている生協の方々から見て、どうも行政が壁になっているというような印象を持たれることにつながっているのではないかと思います。まさに自発的な組織でありま

すし、行政としてしなければならないこと、最低限のことは行政が関与するというところで、できるだけそういうことがないというのが理想だと思いますので、今回の見直しも、きちんとルール化することはした上で、できるだけ事後規制で、問題があれば行政が最後出ていかざるを得ないんだけど、余り行政と関係なく定められたルールの中で存分の活動していただくというのが基本的な方向ではないかと思います。そういう中で法律の規定も整備するわけですが、その際、組織でありますから規模の問題などあると思いますので、そのときにルールが小規模な組合がやっていけないようなことを、幾らガバナンスといってもそういうルールはむちゃなことがありますので、規模に応じたルールというものも必要があれば導入すべきではないかと思います。その辺は具体的な項目に沿って考えさせていただきたいし、また御議論をいただきたいと思います。

○ 小川委員

ルールを決めた上で、生協の自主性を尊重して、国だけではなくて都道府県の行政の関与も含めて、全体でいうと日本生活協同組合連合会があり、地域ごとに県の連合会があると思います。それは必ずしも事業連合という意味だけではなくて、生協としての連合機能もあると思いますが、そこに対して一定の権限が付与されていくような組織でも、それがどういうふうにとというのはまだ私は具体的に持ちませんが、この際考えるべきではないかなと。これは生協陣営としても考えるべきではないかなと思っています。

それから今回、購買事業、共済事業、利用事業と、事業という切り口で行っているわけですが、そうなったときに効率性ということがどうしても出てくるわけですが、生協が一番大事にしてきたのは、組合員一人一人の参加とその責任だと思います。そういう意味で、理事や監事、あるいは総会の役割というのは人ごとではなく、組合員一人一人の責任としてというのが問われるのが、今日のこのペーパーの底流にずっとあると思っています。その中で事業の効率性と規模を考えたときに、員外利用、地域問題と、非常に悩ましい状況にあることも踏まえて、小さな単位で生協がちゃんと市民の意思として成り立つということを決して損なうことがあってはいけないのではないかなと思っています。そういう意味で、最後のページがとても気になる1ページだったと思っています。

○ 清成座長

ガバナンスということが言われるというのは、もちろんコーポレートガバナンスが先行したわけですが、非営利組織、NPO法人であれ、公益法人であれ、学校法人であれ、生協であれ、ガバナンスが言われるようになったというのは、50年見直しがなかったということもあるかもしれませんが、ガバナンス論というのはこの7、8年の議論ですよ。特に橋本内閣以降ではないかという感じがする。それは総合規制改革会議の規制緩和という流れなんですよ。事前規制から事後チェックへで、だからどんな組織であれ、意思決定の自由度を拡大するということがあって、きちんと自己責任原則で

チェックしなさいよと。それに第三者のチェックも必要ですよという流れの中で起こってきてるんですよ。これは分野関係ないんですよ。どの分野でもというのが、特に小泉内閣のもとで展開されたわけです。それはそれで一定の意味があるわけですが、そういう流れの中で、今度は組織の中でも自治ガバナンスということが非常に問題になってくる。

生協で、確かに組合員の意思の反映、それは規模が小さければ小さいほど反映されやすいというのはおっしゃるとおりなんですけど、もう一つ別の視点があるんじゃないかと思うんですね。需要を満たす場合のマネジメント、先ほど小川委員は人・物・金とおっしゃいましたね。一番欠けてるのはマネジメントをやる人なんですよ。これは非営利組織を見てもわかるんですけど、NPO法人の欠陥を見ると、ほとんど専門人材がいなかったり、資金不足という、この2つにぶつかっちゃうんですね。生協の場合は一定の歴史があって蓄積がありますから人材は育つてると思うんですね。それは全くそのとおりなんですけども、しかしもう一つ問題になるのは、小規模でもきちんとマネジメントやらなきゃいけないというところがあって、結局マネジメントの訓練というのを受けていない人たちが実際には担い手になっちゃってるという問題があるんですね。それがどうしてもあるんじゃないかということ。

それから、非営利組織ということが出てくればくほどマネジメントが甘くなるんですよ。私も学校法人の理事長を9年間やりましたからよくわかるんですよ。マネジメントなんかないじゃないかというのがあって、非常に希薄なんですよ。

○ 小川委員

前回もそのことを言われたと思うんですけども、学校法人とか生協の経営マネジメントの問題はあるでしょうけど、最近NPO法人でも経営マネジメントをちゃんとやって、しかも社会的な優位性を意識するというのはすごく言われてきていますから、それは大きい小さいではないだろうと。

○ 清成座長

いや、私が言いたいのは、非営利組織の人材を育成する社会的システムがないんですよ、全然。それがなくなると皆さんやっちゃうので問題が起こってるという、これは極めて大きな問題だろうと思うんですね。学校法人なんかを見てると規模が小さいところほどマネジメントがめちゃくちゃなんですよ。大きなところはそれなりに組織で動いてるし、外部のチェックが厳しいものですからそれなりに人を育成しようという視点が出てくるんですけどね。私もあるNPO法人の理事長をやってますけど、一番頭が痛いのは人材の問題、資金の問題というのがどうしてもあるんですね。

ガバナンスということの問題にする場合に、理事会の権限を明確にするとか、自由度拡大という、これは自発的な組織ですから自由度の拡大ということはあるわけですね。

その反面、自己責任原則になりますから、だから自治ガバナンスということが非常に問題になってくるわけです。その限りにおいて行政が関与するというのが、ある意味では必要なことなんだろうと私は思うんですね。

今日の案を見てますと、この程度だったら相当緩いなという感じがあるんです。というのは、学校法人の場合には破綻というのがどんどん出てくるわけですね。そうすると学校法人でも政府の認可なわけですけど、その場合でも経営が破綻しそうになったら事前に行政の方から相談に来いというようなことをチェックするという、これよりずっときついやり方でないともたないんじゃないかということがあるわけです。学校法人の場合は私学事業団というところに全部学校法人の経営データがあるわけです。それを見ながらチェックしていこうと。だから事業団がチェックをして、これは問題だとなったら行政に報告して行政が手を出すという仕組みになってくるんですね。自発性が強いといっても、自治ガバナンスというのは一定のルールはつくらなきゃならない時期になってるのかなと思うんですけどね。

○ 小川委員

それはそう思っています。ですから、自主管理基準をそれぞれの生協が自分たちで持っているだろうし、さらに持つことを明記していくのは大賛成なんですけれども、組合員の意思を反映させるといふときに、日本の生協が大規模化して合併が進んでいることに、組合員の意思決定のプロセスも含めて、その自主管理基準をどうするかはすごく問われるところだろうと思っています。

○ 清成座長

そうですね。なかなか一律にはいきにくいということは確かなんです。規模が大きくなってきて、それこそ金融機関なんか見ると、大きな信用金庫というのは銀行と変わらないんですね、中身は。もう共同組織ではないという感じがするわけです。いろんな協同組合の事業を見てても、大きくなればなるほどどんどん肥大化していくということがあるので、組合員の意向はだんだん反映しにくくなっていくという、これはそうだろうと思うんですね。だからなかなか一律にはいかないだろうと思いますけど。

○ 山下委員

先ほどからの御意見の中で、一律に理事会という会議体組織は、小さい生協にとっては少し重いんじゃないかとか、員外監事も一律というのはいかがかという意見がございましたが、確かに会社では新しい会社法で取締役会のない会社というのを認めている。これはせいぜい株主が数十人規模の単位であって、マネージメントについてそれなりの力を持って発言できるという世界のことなので、小規模といえども何十人規模というのは生協ではあり得ないかと思うので、そういう意味で協同組合法でも理事会というのを

強制しているのではないかなと思います。

それから員外監事なんですけど、これもどういう理由で員外監事を求めるかという理由にかかわってくると思うんですけども、これもマネージメントにかかわるようなことで、少し生協の経営とか組合員としての関与をしない、客観的なところから会計とか経営のわかる専門的な人に見てもらいましょう、そこで意見を言ってもらいましょうということなので、組合員としてはちっぽけな存在で客観的な監査をすることに影響力ないじゃないのということの実態としてはあるかもしれないんですけど、そこはあえて組合員としての地位と切り離して、客観的な意見を求めるという体制をつくるというのも一つの考え方ではないかなと思っています。

○ 品川委員

御指摘のように生協の場合、現行でもすべての生協で理事会制をとって運営しているのが現状だと把握しております。そういう意味では理事会制ということは余り問題なからうと。それから員外監事の問題についても、趣旨は山下先生がおっしゃったとおりでと思います。ただ、生協の組合員というのは、全く利用するだけの組合員から、いろんな面で活動に参加する組合員から、生協とのかかわりの度合いというのは非常に大きな差がございまして、単に生協を利用するだけの人でも今の規定でいえば員外監事に当たらなくなってしまうわけでありますので、そのところは、趣旨は踏まえつつどう決め打つかということはあるかなと思います。

なお、この員外監事を指摘している資料の34ページのところで、生協が大きくなると組合員意識が希薄化するということが書かれていたりするんですが、組合員意識の問題は大きい小さいではなくて、小さい生協でも組合員意識の希薄な生協というのはあり得るし、大きい生協でも一生懸命日常の努力をして組合員意識の向上を図っている生協もあるということで、傾向としてはあり得なくはないのかもしれませんが、34ページにあるようなことを含めて、余りそれを決めつけてしまうのもいかがかと思っております。

○ 清成座長

時間も来てしまいましたので、今日の議論はこの辺で終わりにしたいと思います。また追加的な御意見などございましたら、事務局の方へ言っていただければと思います。

それでは次回の日程について、事務局から御説明をお願いします。

○ 千田課長補佐

次回の日程につきましては、10月30日月曜日でございます。13時から15時までを予定しております。なお、開催場所等詳細につきましては後日改めて御連絡さしあげますので、よろしく願いいたします。

○ 小川委員

これは3つの事業をとりあえず1ラウンドするということでしたので、今日の組織・運営規定の見直しも、利用事業も非常に重要なところですので、これはもう一回再燃してよろしいんですよね、次回。

○ 中村社会・援護局長

本日5回目でございますが、非常に限られた時間で行いましたので、それぞれの項目を深く議論していただくお時間がなくて恐縮ございましたけれども、項目としては1ラウンドしたと考えております。それぞれの項目について掘り下げて、あるいは十分でなかった点について御議論を賜りたいと思いますので、本日のテーマも第2ラウンドでよろしく御審議賜りたいと思います。

○ 清成座長

それでは、以上で今日の会合は終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(了)